第１２次長浜市交通安全計画（案）のパブリックコメントの実施結果について

〇実施期間　　令和8年10月16日(金)から11月16日(月)まで
〇意見提出者　1人
〇意見提出数　6件
〇意見と意見に対する市の考え方

No	意見（原文どおり）	市の考え方
1	私は自転車生活となり８年となります。車を乗っていたときには気づけなかった交通弱者のヒヤリハットなことにたびたび出くわし、こわい思いをしたことがあります。（穴ボコ等すぐに気づく。） その都度道路河川課にお願いし、改善していただいたきました。その対応の速さには本当に感謝しか言葉がありません。私が市役所内で唯一頭が上げられない文句のつけようがないすばらしい市民対応をしてくださっています。	本計画は、基本理念として「人優先の交通社会の構築」を掲げ、高齢者・しょうがい者・子ども等の交通弱者に配慮した「人優先」の交通安全思想を施策推進の基本としております。また、「道路交通環境整備への市民参加の促進」（第1章 第3節 Ⅱ-1(4)オ）において、道路利用者から意見を聴取し、道路交通環境の整備に反映することとしております。今後も、市民の皆さまからお寄せいただく声を大切にし、対応に努めるとともに、交通利用者の目線に立った安全・安心な道路交通環境の整備を進めてまいります。
2	交通弱者（自転車・歩行者等）の目線に立った交通安全対策を重点においてください。	本計画では、高齢者・しょうがい者・子ども等の交通弱者に配慮した「人優先」の交通安全思想を施策推進の基本としております。いただいたご意見の趣旨は、本計画の基本的な考え方と方向性を同じくするものと受け止めており、原案のとおりといたします。
3	歩道（草や木が生えていて通りづらいところがある。車道を走る。）	歩道について、生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備」（第1章 第3節 Ⅱ-1(1)）において、歩行者・自転車利用者の安全確保を施策として掲げており、原案のとおりといたします。計画に基づく交通安全施設等の整備に加え、除草などの日常的な道路の維持管理を適切に行うことで、安全・安心な歩行空間の確保に努めてまいります。
4	白線（自転車のライトではすぐに気づけない。）	白線について、「歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進」（第1章 第3節 Ⅱ-1(4)ア）において、区画線等の整備を進めることとしており、原案のとおりといたします。区画線（白線）の摩耗については、パトロール等により順次状況を把握し、補修等の視認性の向上に努めてまいります。
5	街灯（とりあえず暗い。）	街灯（道路照明）について、「事故危険個所対策の推進」（第1章 第3節 Ⅱ-1(3)ア）において道路照明・視線誘導標（デリネーター）等の設置を推進することとしており、原案のとおりといたします。現場状況や事故実態を踏まえ、関係機関と連携しながら対応を検討してまいります。
6	路肩（個人宅の路肩は例外だが、一般道で交通量も多いにも関わらず路肩というだけで舗装されない市道がある。50㎝以上の雑草が生え自転車は内側に入らなくてはいけない。それだけで危険である。）	路肩について、「自転車及び特定小型原動機付自転車の利用環境の総合的整備」（第1章 第3節 Ⅱ-1(9)）や「道路の改築等による交通事故対策の推進」（同 Ⅱ-1(3)エ）において、歩行者・自転車・自動車の適切な分離や自転車通行空間の確保を進めることとしており、原案のとおりといたします。計画に基づく自転車走行空間の整備を進めるとともに、除草等の道路の維持管理を適切に実施し、自転車利用者の安全な通行空間の確保に努めてまいります。